

岐阜県公報

号外 (一) 令和元年七月三日

目 次

告 示

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(家畜防疫対策課)

ページ

岐阜県告示第八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 家畜伝染病の種類
- 豚コレラ
- 二 家畜の種類
- 豚
- 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数
- 疑似患畜 二頭
- 四 発生場所
- 恵那市
- 五 発生年月日
- 令和元年七月三日

岐阜県告示第九十号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年七月三日

岐阜県知事 古 田 筆

一 家畜の種類
豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

恵那市明智町杉野、明智町野志、岩村町、山岡町上手向、山岡町久保原、山岡町下手向、山岡町沢及び山岡町馬場山田

2 移出を禁止する区域

中津川市阿木及び飯沼、瑞浪市稻津町萩原、釜戸町、陶町猿爪、陶町水上及び土岐町並びに恵那市明智町、明智町阿妻、明智町大泉、明智町大田、明智町吉良見、明智町東方、明智町横通、岩村町飯羽間、岩村町富田、長島町正家、長島町永田、長島町鍋山、上矢作町、上矢作町塗原、上矢作町下、串原、武並町新竹折、武並町竹折、東野、三郷町佐々良木、三郷町野井、三郷町椋実、山岡町釜屋、山岡町田代及び山岡町原